

集団的自衛権行使を具体化する法案の慎重審議を求める意見書

政府は第 189 回通常国会に、「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」を提出し、審議が行われています。

これらの法案を巡っては、同盟国である米国が世界のどこであれ戦争に乗り出した際に自衛隊が軍事支援を行えるようになる、また米国が行う海外での戦争に自衛隊も参加するようになる、3,500 人の人的犠牲を払った ISAF（国際治安支援部隊）などへの自衛隊員の参加を可能にする、などの指摘がなされています。

また、法案が内包する集団的自衛権の行使に関しては、憲法審査会において憲法の専門家である全参考人が違憲であると述べています。

世論調査をみても、法案の内容について十分な説明がなされ国民が理解しているとは言い難く、多くの国民が少なからぬ危惧を抱いていることが窺えます。

戦後、日本政府は一貫して「日本に対する武力攻撃がないもとの武力行使は許されない」「海外での武力行使は許されない」としてきました。また、平和憲法のもと、武力によらない国際紛争の解決に腐心し、国際的な信用を獲得してきた実績があります。国際情勢が不安定な今こそ、日本らしい姿勢で国際貢献すべきです。

上記のことから、以下のとおり要請します。

1. 今回提出された法案に関して、期限を設けることなく丁寧な説明と議論を積み重ね、国民合意を形成すること。また強行採決は慎むこと。
2. 国際紛争の解決手段としての武力行使は一切行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 6 月 17 日

長野県南牧村議会

内閣総理大臣 安倍晋三 様